

定価消費税込)一箇年 一六八〇〇円(郵送料を含む)

山梨県公報

号外第八十九号

平成二十一年
十二月十五日

火曜日

目次

規則

山梨県の執務時間に関する規則及び技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
.....

規則

山梨県規則第四十一号

山梨県の執務時間に関する規則及び技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年十二月十五日

山梨県知事 横内正明

山梨県の執務時間に関する規則及び技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(山梨県の執務時間に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県の執務時間に関する規則(平成元年山梨県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「午後五時三十分」を「午後五時十五分」に改める。

(技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第二条 技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第五条の三及び第五条の五中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番